



【照会先】

茨城労働局雇用環境・均等室

室長 俵田 憲諭

雇用環境改善・均等推進監理官 関 英之

室長補佐 大久保 一樹

(直通電話)029(277)8295

新型コロナウイルス感染症の影響による 「特別労働相談窓口」を開設しています

茨城労働局（局長 福元 俊成）では、新型コロナウイルス感染症の影響による「特別労働相談窓口」を開設しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による労働関係のご相談については、下記の相談窓口をご利用ください。

記

1 開設期間・対応時間

令和2年2月14日（金）から当面の間、平日 8:30～17:15

2 相談内容

- ・解雇・雇止めに関する相談
- ・職業に関する相談
- ・休業に関する相談
- ・事業所の助成金（休業）に関する相談
- ・労働者の健康に関する相談
- ・雇用保険に関する相談
- ・感染症拡大防止に伴う特別休暇制度の導入 等

3 相談窓口の住所・連絡先

茨城労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー

水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎 6階

電話番号 029-277-8295

※ なお、特別休暇制度の導入に関しては、「働き方・休み方改善コンサルタント」による電話相談、企業訪問によるコンサルティング支援も行っています。

コンサルタントによる特別休暇コンサルティングは無料で利用できます。具体的な支援方法として就業規則の整備支援等が利用可能です。

4 労働相談以外の相談について

○厚生労働省の電話相談窓口

今般の新型コロナウイルス感染症の発生について

・電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）

・受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）

○帰国者・接触者相談センター

湖北省への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴などがあり、発熱や咳などの症状がある方については、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にて相談を受け付けております。

なお、最寄りの保健所は以下のURLを御参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/